

濃尾用水直轄管理事業犬山頭首工管理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考								
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>濃尾用水直轄管理事業犬山頭首工管理業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区の犬山頭首工管理施設(以下「管理施設」という。)の適正かつ安全な操作管理に資するため、管理施設の運転監視、点検整備等を行うものである。</p> <p>本業務の実施場所は、犬山頭首工及び犬山頭首工管理所の操作室(以下「操作室」という。)とし、対象施設は、愛知県犬山市大字犬山、同市大字木津及び岐阜県各務原市鵜沼小伊木町地内に位置する。</p> <p>本業務の概要は次のとおりとする。  (1) 運転監視 1,096日  (2) 点検整備 36回(1回/月×36か月)  (3) 点検結果の技術的所見の取りまとめ(各年度)</p> <p>本業務における管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うものとし、次のいずれかの資格等を有するものとする。  (1) 資格要件  1) 河川法(昭和39年法律第167号)第50条のダム管理主任技術者としての経験を有する者  2) 下表に示す年数以上のダム(地下ダムは除く。)又は頭首工(堰)の調査計画設計、工事施工、工事監督及び運転監視に係るいずれかの業務の実務経験を有する者</p> <table border="1" data-bbox="550 1361 1220 1641"> <thead> <tr> <th>最終学歴区分</th> <th>実務経験年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学、高等専門学校などで土木工学に関する課程を修めて卒業した者</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>大学、高等専門学校、高等学校を卒業した者</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他  予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う点検整備の実施に際して現場に常駐しなければならない。  なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めたい場合、あるいは変更したい場合は監督員に報告するものとする。</p>	最終学歴区分	実務経験年数	大学、高等専門学校などで土木工学に関する課程を修めて卒業した者	2年	大学、高等専門学校、高等学校を卒業した者	3年	その他	8年	
最終学歴区分	実務経験年数									
大学、高等専門学校などで土木工学に関する課程を修めて卒業した者	2年									
大学、高等専門学校、高等学校を卒業した者	3年									
その他	8年									

項 目	内 容	備 考
(操作技術員等) 第 1 - 6 条	<p>本業務における操作技術員は、犬山頭首工の運転監視等において、管理技術者の指示のもと適切に業務を実施できる者とする。また、点検技術員は、別紙 2 に基づき各ゲート設備の点検整備を行う者とする。</p> <p>なお、過去 3 年間に於いてゲート設備の運転監視における実務経験を有しない者が操作技術員として本業務に就く場合は、ゲート設備の運転監視を熟知することを目的として、実務経験を有する者からゲート設備の運転監視を 50 時間以上、実務指導を受けなければならない。</p>	
(提出書類) 第 1 - 7 条	<p>報告書は、管理技術者が別表 2 に定めた時期までに監督員に提出するものとする。</p>	
(業務の履行) 第 1 - 8 条	<p>(1) ゲート設備操作時及び点検整備時において、各設備の状態を十分把握して実施するものとする。</p> <p>(2) 管理技術者は、台風、豪雨、積雪等、その他の天災について、日頃から予報等に十分に注意を払うとともに、操作技術員に指示できるよう常に備えなければならない。</p>	
(業務の実施) 第 1 - 9 条	<p>業務の実施については次のとおりとする。</p> <p>(1) 運転監視 休日、夜間を問わず実施する作業。</p> <p>(2) 点検整備 休日を除く日中に毎月 1 回、定期的を実施する作業。</p>	
(休日又は夜間における作業) 第 1 - 10 条	<p>管理技術者は、第 1 - 9 条以外に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に承諾を得なければならない。</p>	
(異常時の対応) 第 1 - 11 条	<p>(1) 管理技術者は業務の履行中において、施設等に異常事態(故障・損傷等)が発生し、又は発生が予想される等の情報を操作技術員から連絡を受けた場合は、速やかに操作室に勤務する犬山頭首工管理所職員(以下「操作職員」という。)及び監督員に報告するものとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容を操作職員及び監督員に報告するものとする。</p> <p>(2) 管理技術者は、業務の実施中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、速やかに操作職員及び監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 上記の結果、監督員が臨時に業務を指示した場合は、管理技術者はこれに応じるものとする。</p>	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 12 条	<p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条</p>	<p>資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の場合に、その内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時までに提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)から c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備がある場合等</p> <p>本業務の作業条件は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>本業務に従事する者は、管理施設の各施設の位置・機能等の他、地域の地理・地形・地勢等について把握・理解し、また不測の事態にあっても迅速な対応が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 労務管理</p> <p>本業務における労務人員は、別表1「勤務形態一覧表」のとおりとし、管理技術者は、関係諸法規を遵守の上、適切な労働安全衛生管理を実施しなければならない。</p> <p>特に深夜等に勤務を行う操作技術員の健康管理には十分な配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 勤務形態</p> <p>本業務の勤務形態は、次に示すとおりとする。</p> <p>なお、管理技術者は、別表2「報告書一覧表」の1における、操作技術員及び点検技術員の名簿を提出の上、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>1) 本業務における「開庁日」は、閉庁日を除く日をいう。</p> <p>2) 本業務における「閉庁日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）の日をいう。</p> <p>3) 本業務における勤務形態は次のとおりである。</p> <p>①開庁日</p> <p>始業：17時15分 終業：翌朝8時30分</p> <p>・操作室勤務時間 11時間15分</p> <p>(内訳) 基本給時間 8時間00分</p> <p>時間外時間 3時間15分</p> <p>うち、深夜時間 5時間00分</p> <p>・休憩時間 4時間00分</p> <p>②閉庁日</p> <p>始業：8時30分 終業：翌朝8時30分</p>	

項 目	内 容	備 考																							
<p>(参考図書) 第 2 - 2 条</p> <p>(貸与資料) 第 2 - 3 条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条</p>	<p>・ 操作室勤務時間 16時間00分 (内訳) 基本給時間 8時間00分 時間外時間 8時間00分 うち、深夜時間 4時間00分</p> <p>・ 休憩時間 8時間00分</p> <p>③各対象時間等の定義 基本給時間 : 法定労働時間 (1日8時間) 時間外時間 : 基本給対象時間を超えて勤務 (時間外労働) する時間 深夜時間 : 開庁日、閉庁日を問わず、午後10時から午前5時までの間に勤務する時間</p> <p>(4) 業務の実施 管理技術者は、操作技術員及び点検技術員とともに第3-1条、第3-2条、第3-3条を行うこととし、別表2「報告書一覧表」の2・3について、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条による他、次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="523 927 1256 1350"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良施設管理基準-頭首工編-令和7年5月</td> <td>農林水産省 農村振興局</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (頭首工編) 平成7年1月</td> <td>農林水産省 構造改善局制定</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 令和5年4月</td> <td>(社) 農業土木 事業協会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 令和6年6月</td> <td>(社) 農業農村 工学会</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="549 1422 1256 1774"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理規程等</td> <td>濃尾用水犬山頭首工管理規程及び諸規程</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>犬山頭首工操作説明資料</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告書等</td> <td>令和6年度国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区犬山頭首工管理業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ゲート設備、除塵機に係る工事完成図書</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-2条及び第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	名 称	発行所	土地改良施設管理基準-頭首工編-令和7年5月	農林水産省 農村振興局	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (頭首工編) 平成7年1月	農林水産省 構造改善局制定	農業水利施設の機能保全の手引き 令和5年4月	(社) 農業土木 事業協会	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 令和6年6月	(社) 農業農村 工学会	分 類	貸 与 資 料	数 量	管理規程等	濃尾用水犬山頭首工管理規程及び諸規程	1式	犬山頭首工操作説明資料	1式	報告書等	令和6年度国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区犬山頭首工管理業務報告書	1式	ゲート設備、除塵機に係る工事完成図書	1式	
名 称	発行所																								
土地改良施設管理基準-頭首工編-令和7年5月	農林水産省 農村振興局																								
基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (頭首工編) 平成7年1月	農林水産省 構造改善局制定																								
農業水利施設の機能保全の手引き 令和5年4月	(社) 農業土木 事業協会																								
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 令和6年6月	(社) 農業農村 工学会																								
分 類	貸 与 資 料	数 量																							
管理規程等	濃尾用水犬山頭首工管理規程及び諸規程	1式																							
	犬山頭首工操作説明資料	1式																							
報告書等	令和6年度国営造成施設直轄管理事業濃尾用水地区犬山頭首工管理業務報告書	1式																							
	ゲート設備、除塵機に係る工事完成図書	1式																							

項 目	内 容	備 考
<p>第3章 作業内容 (運転監視) 第3-1条</p>	<p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他に漏らしてはならない。</p> <p>国営濃尾用水土地改良事業の水利使用規則に基づく管理規程(以下「管理規程」という。)に基づき次の(1)から(3)までの作業を実施する。作業の実施に当たっては、管理技術者の指示により、操作室において操作技術員が行うものとする。</p> <p>なお、監視の範囲は、別紙1「犬山頭首工主要施設一覧表」に示す施設及び操作室のCCTV(9台)で監視できる範囲の河川区域とする。</p> <p>(1) 運転監視</p> <p>1) 監視</p> <p>監視においては異常(管理施設の故障・損傷、左岸除塵機及び右岸除塵機の塵芥堆積状況、人の侵入、落下物、水質(油膜等)等)の有無を監視して、管理施設の維持管理に支障がないよう努めるものとする。</p> <p>監視に当たって、目視できる範囲は操作室から行い、目視できない範囲は操作室からCCTVで毎時行うものとし、監視記録は記録用紙に記録するものとする。</p> <p>2) 操作</p> <p>操作は、犬山頭首工の上流水位EL37.00m~37.40mを保つため、本川に係るゲートの操作を行うものとする。</p> <p>操作に当たっては、管理規程に操作の順序が定められているため、同規程に基づき、誤操作を行わないよう適切に操作するとともに、ゲートの操作により同頭首工の放流量を増加させる場合においては、入川者等の安全を十分に確認した上で行わなければならない。</p> <p>なお、今渡ダム放流量及び木曽川今渡水位を確認して、犬山頭首工地点における河川流量の増減及び、到達時間を考慮し、適切に操作するものとする。また、操作に関する報告を別表2「報告書一覧表」の6により作成し提出するものとする。</p> <p>(2) 増水時における措置</p> <p>1) 操作技術員は、今渡ダム放流量が以下の状態になった場合、速やかに操作職員に報告するものとする。</p> <p>①今渡ダム放流量が600m<sup>3</sup>/s以下において、今渡ダム管理所から「ただし書き放流」通知の連絡(FAX)を受けた場合。</p> <p>②今渡ダム放流量が600m<sup>3</sup>/s以下において、今渡ダム放流量が1時間当たり80m<sup>3</sup>/s又は150m<sup>3</sup>/s増加した場合。</p> <p>③今渡ダム放流量が600m<sup>3</sup>/s、2,000m<sup>3</sup>/s、2,500m<sup>3</sup>/s、3,000m<sup>3</sup>/sの各放流量を超えた場合。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(点検整備) 第3-2条</p>	<p>2) 頭首工の各ゲートが離水した場合、当該ゲートの下端部と水面との離隔が50cm以上確保されるようゲートの操作を行うものとする。</p> <p>(3) 地震発生後における措置 地震を観測した場合、操作職員が施設状況等の把握作業を行うため、管理技術者は監督員の指示に基づき、操作職員の作業の補助を行う措置を講じるものとする。</p> <p>点検整備で実施する作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務計画 点検手法、点検工程等各種計画の立案を行うとともに、実施手順書の作成を行うものとする。</p> <p>(2) 点検 管理施設の目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検作業に必要な事項を貸与する資料により事前に把握するとともに個々のゲートの操作状態を踏まえ、作業にあたらなければならない。 点検は、別紙2「点検項目表」により、施設の異常や故障の有無を確認するため、目視等により行うものとする。 点検における盤面指示計については、時系列に整理し、貸与する資料と比較することで傾向管理を行うものとする。 なお、点検については、管理技術者の指導の下、点検技術員2名により実施するものとし、ゲート操作に影響する不具合箇所や早急な修理を必要とする事象を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。</p> <p>(3) 整備 施設の故障予防、又は点検の結果により必要とされる施設の機能保持のために実施する清掃、油脂類補給、消耗部品の交換等簡易な作業については、これらの記録（発注者が支給する油脂類の残量確認も含む。）を作成し、監督員に報告するものとする。 また、整備中の施設において、新たに整備を必要とする箇所が発見された場合は、速やかに監督員に報告するものとする。 なお、補給・交換に使用する油脂類、消耗品は、対象施設毎の完成図書に記載された仕様の資材を使用するものとし、機材と併せ発注者が準備する。</p> <p>(4) 点検結果とりまとめ 1) 機器状況の所見 毎月の点検整備後は、施設毎に故障や機能の良否及び機器の状態等を所見にとりまとめるものとする。 2) 技術的所見 機器状況の所見について、完成図書及び貸与する点検結果報告書等の点検結果と比較し、現状の機器機能の変化傾向について分析を行い、各年度末に技術的所見にとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 報告 1) 点検における点検結果及び点検状況写真（各点検項目の</p>	

項 目	内 容	備 考
(緊急時対応) 第 3 - 3 条	<p>作業着手前・点検中・点検終了)等については、報告書を別表 2「報告書一覧表」の 5 により監督員に提出するものとする。</p> <p>2) 1 年間の点検結果等から、各機器の今後想定される故障等を別表 2「報告書一覧表」の 7 にとりまとめて報告するものとする。</p>	
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	<p>洪水、地震等により管理施設へ被害が発生した時や人命救助等(以下「緊急時」という。)に対応するため、犬山頭首工管理所に勤務する職員が不足する場合には、管理技術者は、監督員の指示により速やかに犬山頭首工管理所へ出勤しなければならない。</p>	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	<p>点検整備結果の報告等の打合せについては、毎月 1 回行うものとする。また、本業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督員と相互に確認するものとする。</p>	
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	<p>成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果物の電子媒体 (CD-R) 正副 2 部</li> <li>2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</li> </ol>	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	<p>成果物の提出先は次のとおりとする。            〒484-0082 愛知県犬山市大字犬山字北古券            東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所            犬山頭首工管理所</p>	
第 7 章 業務スライ イドの試行 (賃金等の変動) 第 7 - 1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 2 - 1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合</li> <li>(2) 第 3 章「作業内容」に変更が生じた場合</li> <li>(3) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合</li> <li>(4) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合</li> <li>(5) その他</li> </ol>	
	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたとき</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>は、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。</p>	

別表1 勤務形態一覧表

【運転監視】

項目	労務区分	勤務形態及び業務内容に対する特記事項	延べ数量	
運転監視 (操作技術員)	開庁日	人数：1人／日	726人	
	閉庁日	人数：1人／日	370人	
	勤務時間数	令和8年度の操作室勤務時間 (内訳) 基本給時間 時間外時間 うち、深夜時間	4,695時間 2,920時間 1,775時間 1,701時間	4,695時間
		令和9年度の操作室勤務時間 (内訳) 基本給時間 時間外時間 うち、深夜時間	4,702時間 2,928時間 1,774時間 1,707時間	4,702時間
令和10年度の操作室勤務時間 (内訳) 基本給時間 時間外時間 うち、深夜時間		4,691時間 2,920時間 1,771時間 1,703時間	4,691時間	

【点検整備】

項目	労務区分	勤務形態及び業務内容に対する特記事項	延べ数量
点検整備 (点検技術員)	日勤	人数：2人／月(36か月)	72人

別表2 報告書一覧表

	区 分	提出すべき時期等	作成者	提出先
1	業務に従事する者の名簿、 経歴書・緊急連絡網等	契約時及び変更の都度	管理技術者	主任監督員
2	点検作業計画書	契約時及び変更の都度	管理技術者	主任監督員
3	月間業務計画表	前月10日まで（令和8年4月分は、 当該月の第1開庁日） なお、変更が生じた場合は速やかに 提出すること。	管理技術者	主任監督員
4	月間業務実績表	翌月の第1開庁日まで （令和11年3月分は、当該月の月末 まで）	管理技術者	主任監督員
5	点検報告書	点検実施月の月末まで （機器状況の所見を含む）	管理技術者	主任監督員
6	運転監視報告書	毎日退庁時 （閉庁日の場合は、翌開庁日）	操作技術員	主任監督員
7	技術的所見 （改善提案書）	各年度末まで	管理技術者	主任監督員